

副本

平成27年（行ウ）第736号 処分取消義務付等請求事件

原告 中畠哲演ほか104名

被告 国

参加人 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

第3準備書面

平成29年3月8日

東京地方裁判所民事第3部A②係 御中

被告訴訟代理人

竹野下 喜彦  代

被告指定代理人

伊藤 清隆  代

大原 哲治  代

佐藤 克洋  代

田原 昭彦  代

宇波 なほ美  代

安岡 美香子  代

寺内 康介  代

伊 藤 涉  代

梶 山 大 輔 

山 神 暁 恵  代

岩 永 健 一  代

菅 野 剛 彦  代

高 橋 正 史  代

小 川 哲 兵  代

大 城 朝 久  代

矢 野 諭  代

仲 村 淳 一  代

海 田 孝 明  代

井 藤 志 暢  代

豊 島 広 史  代

谷 川 泰 淳  代

黒 村 晋 三  代

西 崎 崇 徳  代

宮 脇 豊  代

木 下 智 之  代

尾 崎 憲太郎  代

被告は、本準備書面において、原告ら準備書面に対する被告の反論予定について述べるとともに、本件勧告後の本件原子炉の動向について述べる。

なお、略語は、新たに用いるもののほか、従前の例による。参考として、末尾に略称語句使用一覧表を添付する。

第1 原告ら準備書面に対する被告の反論予定について

被告は、平成28年6月29日付け原告ら準備書面(2)、同年8月31日付け原告ら準備書面(3)、同年9月5日付け原告ら準備書面(4)、同年12月1日付け原告ら準備書面(5)及び同月2日付け原告ら準備書面(6)については、平成28年8月31日付け被告第2準備書面（以下「被告第2準備書面」という。）に対する原告らの反論がされた後、それに対する反論と併せて必要な限度で反論する。

第2 本件勧告後の本件原子炉の動向について

本件原子炉に係る設置許可処分から本件勧告に至るまでの経緯については、被告第2準備書面第5（61ないし71ページ）で述べたところであるが、それ以降に本件原子炉を巡る状況に変化が生じていることから、以下のとおり、本件勧告後の本件原子炉の動向について述べる。

- 1 原子力規制委員会は、文部科学大臣に対し、平成27年11月13日、設置法4条2項に基づき、①機構に代わって本件原子炉の出力運転を安全に行う能力を有すると認められる者を具体的に特定すること、②本件原子炉の出力運転を安全に行う能力を有するものを具体的に特定することが困難であるのならば、本件原子炉が有する安全上のリスクを明確に減少させるよう、「もんじゅ」という発電用原子炉施設の在り方を抜本的に見直すことについて、検討の上、おおむね半年を目途として、これらについて講ずる措置の内容を示すよう勧告した（本件勧告。乙D第6号証）。

2 文部科学省は、本件勧告を受け、「もんじゅの在り方検討会」を設置した。

そして、同検討会は、平成27年12月28日から平成28年5月27日までの間、計9回にわたり会合を開催して議論した結果、同日、本件原子炉の運営主体が備えるべき要件等について報告書を取りまとめ、これを文部科学大臣に提出した。

3 政府においては、平成28年9月21日に第5回原子力関係閣僚会議が開催され、核燃料サイクル政策の柱の一つである高速炉開発の今後の進め方について議論された。同会議においては、本件原子炉について、廃炉を含めた抜本的な見直しを行うこととし、その取扱いに関する政府方針を、高速炉開発の方針と併せて、平成28年中に原子力関係閣僚会議で決定することとされた（乙A第2号証）。

4 上記3の決定を受けて、我が国の今後の高速炉開発のあり方について集中的に議論することを目的とする「高速炉開発会議」が設置された。同会議は、平成28年10月7日から同年12月19日までの間に計4回にわたって会合を開催した後、「高速炉開発の方針」を決定した（乙A第3号証、乙A第4号証）。なお、同会議においては、本件原子炉の存廃についての議論はされていない。

5 第6回原子力関係閣僚会議において、平成28年12月21日、上記4の「高速炉開発会議」における検討を踏まえ、今後の高速炉開発の進め方について議事が進められ（乙A第5号証）、その結果、本件原子炉については、「新規制基準」への対応に伴う本件原子炉再開に要する時間的・経済的コストが増大していること、本件勧告に係る新たな運営主体の特定を含む今後の再開に向けた不確実性が大きいことが判明したこと等を勘案して、今後、廃止措置に移行することが政府方針として決定された（乙A第6号証）。

上記政府方針を受け、文部科学大臣は、上記1の本件勧告に対し、同月28日付けで、次のとおり、原子力規制委員会に回答した（乙D第7号証）。すなわち、文部科学省として、第6回原子力関係閣僚会議で決定された政府方針に

基づき、「もんじゅという発電用原子炉施設の在り方を抜本的に見直」した結果、同会議で決定された本件原子炉の廃止措置が安全かつ着実に進められ、本件原子炉が有する安全上のリスクを明確に減少させるよう、機構に対し、①機構において、上記政府方針を踏まえ、廃止措置に関する基本的な計画を平成29年4月をめどに策定し、安全かつ着実に廃止措置を実施するための体制を整備するとともに、その後速やかに原子炉等規制法に基づく廃止措置計画を原子力規制委員会に申請すること、②本件原子炉が有する安全上のリスクを早期に低減する観点から、廃止措置に関する基本的な計画の策定からおおむね5年半で燃料の炉心からの取出作業を終了することを目指すこと、③原子力規制委員会による適切な規制の下、②を含め、安全かつ着実に本件原子炉の廃止措置及びこれに向けた準備等を実施することといった措置を確実に行うよう適切に指導・監督し、また、必要な体制の整備等、主務官庁として必要な行為に取り組んでいくことを示した。これに併せて、文部科学大臣は、原子力規制委員会に対し、本件原子炉の廃止措置計画をできるだけ早期に申請することが可能となるよう、必要な取組の検討を要請した。

6 上記5の要請を受け、原子力規制委員会は、平成29年1月18日、本件原子炉の廃止措置に向けた対応方針、すなわち、①所要の廃止措置を安全かつ着実に実施して早期にリスク低減を図るため、本件原子炉の廃止措置に係る原子力規制委員会規則等を改正すること、②本件原子炉の現況や機構の廃止措置への取組状況を継続的に確認するため、原子力規制委員会に「もんじゅ廃止措置安全監視チーム」を設置すること、③廃止措置における保安の確保のための措置等について検討を進めることを決定した（乙D第8号証）。

7 上記6の決定を受けて、原子力規制委員会は、平成29年2月1日、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則（案）について、同月2日から同年3月3日までの30日間を意見提出期間と定めた上、意見公募手続を実施することとした（乙D第9号証）。

以 上

略 称 語 句 使 用 一 覧 表

事件番号 東京地方裁判所平成27年（行ウ）第736号

事 件 名 処分取消義務付等請求事件

当 事 者 原 告 中 舘 哲 演 ほ か 1 0 4 名

被 告 国

参加人 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

略 称	基 本 用 語	使用書面	ページ	備 考
動燃	動力炉・核燃料開発事業団	答弁書	5	
昭和61年改正 前原子炉等規制 法	昭和61年法律第73号による改正 前の原子炉等規制法	〃	5	
原子炉等規制法	核原料物資，核燃料物資及び原子炉 の規制に関する法律	〃	5	
本件原子炉	高速増殖炉「もんじゅ」	〃	5	
本件原子炉施設	本件原子炉とその附属施設	〃	5	
本件設置許可処分	内閣総理大臣が，動燃に対して昭和 58年5月27日付けでした，本件 原子炉の原子炉設置許可処分	〃	5	
本件義務付けの 訴え	本件設置許可処分の取消しの義務付 けの訴え	〃	5	
本件無効確認の 訴え	本件設置許可処分の無効確認の訴え	〃	5	
本件各訴え	本件義務付けの訴え及び本件無効確	〃	5	

	認の訴え			
行訴法	行政事件訴訟法	〃	6	
平成24年改正 前原子炉等規制 法	平成24年法律第47号による改正 前の原子炉等規制法	〃	10	
機構	国立研究開発法人日本原子力研究開 発機構	〃	10	
本件勧告	原子力規制委員会が、文部科学大臣 に対して平成27年11月13日付 けでした本件原子炉施設に関する勧 告	〃	11	
改正原子炉等規 制法	平成24年法律第47号による改正 後の原子炉等規制法		15	
原告中瀧	原告中瀧哲演	〃	15	
原告深谷	原告深谷嘉勝	〃	15	
前訴原告ら	原告中瀧及び原告深谷ら	〃	15	
前訴事件	前訴原告らが、昭和60年9月26 日、本件設置許可処分の無効確認の 訴えを提起し、もんじゅ差戻後最高 裁判決により確定した事件	〃	15	
もんじゅ差戻後 最高裁判決	最高裁判所平成17年5月30日第 一小法廷判決（民集59巻4号67 1ページ）	〃	15	
原子力利用	原子力の研究、開発及び利用	第1準備 書面及び 第2準備	10	

		書面		
設置法	原子力規制委員会設置法	〃	1 0	
もんじゅ差戻後 控訴審判決	名古屋高等裁判所金沢支部平成15 年1月27日判決（判例時報181 8号3ページ）	〃	1 5	
平成24年改正	平成24年法律第47号による改正	〃	4 6	
後段規制	段階的に分けて行われる原子炉の設 置, 運転等の一連の安全規制のうち, 原子炉の設置許可後に認可を受けな ければならないとされている設計及 び工事の方法の認可以降の各規制	〃	4 8	
研開炉則	研究開発段階発電用原子炉の設置, 運営等に関する規則（平成12年1 1月6日総理府令第122号）	〃	5 2	
サイクル機構	核燃料サイクル開発機構	〃	5 3	
核分裂性プルト ニウム	プルトニウム239及びプルトニウ ム241	〃	5 4	
高速増殖炉サイ クル技術	高速増殖炉及び関連する核燃料サイ クル技術	〃	5 9	
本件申請	動燃が、昭和55年12月10日、 内閣総理大臣に対してした、昭和6 1年改正前原子炉等規制法23条の 規定に基づき、福井県敦賀市に本件 原子炉を設置することの許可申請	〃	6 1	
本件ナトリウム 漏えい事故	平成7年12月8日、使用前検査の 最中に、2次主冷却系のCループの	〃	6 2	

	配管に取り付けられていた温度計の さや管の細管部が破損し、この破損 部から配管室内に2次冷却材ナトリ ウムが約3時間40分にわたって漏 えいする事故が発生し、漏えいした ナトリウムが空気中の酸素と反応し てナトリウム火災を起こしたこと			
保安院	原子力安全・保安院（当時）	〃	6 3	
平成24年保安 措置命令	原子力規制委員会が、平成24年1 2月12日、機構に対して発出した、 平成24年改正前原子炉等規制法3 6条1項（改正原子炉等規制法43 条3の23第1項）の規定に基づき、 ①点検時期を超過している未点検機 器について、原子炉施設の安全性へ の影響に留意しつつ、早急に点検を 行うこと、②保安規定に基づく原子 炉施設の保全の有効性評価を行い、 その結果を踏まえ、点検計画表を含 む保全計画の見直しを行うことを内 容とする保安措置命令	〃	6 5	
平成24年報告 命令	原子力規制委員会が、平成24年1 2月12日、機構に対して発出した、 平成24年改正前原子炉等規制法6 7条1項の規定に基づき、①今般の 保守管理上の不備に係る事実関係の	〃	6 5	

	調査結果，②今般の保守管理上の不備が発生するに至った原因究明，再発防止対策に関する検討結果，③組織的要因（責任の所在を含む）・企業風土の問題等の根本原因分析結果及び当該結果を踏まえた再発防止対策について，報告の徴収（事実関係の調査）			
平成 2 4 年保安措置命令等	平成 2 4 年保安措置命令及び平成 2 4 年報告命令の総称	〃	6 5	
平成 2 5 年保安措置命令	原子力規制委員会が，平成 2 5 年 5 月 2 9 日，機構に対し，平成 2 4 年改正前原子炉等規制法 3 6 条 1 項（改正原子炉等規制法 4 3 条の 3 の 2 3 第 1 項）に基づき発出した措置命令	〃	6 6	
平成 2 5 年保安規定変更命令	原子力規制委員会が，平成 2 5 年 5 月 2 9 日，機構に対し発出した，平成 2 4 年改正前原子炉等規制法 3 7 条 3 項（改正原子炉等規制法 4 3 条 3 の 2 4 第 3 項）の規定に基づく保安規定の変更命令	〃	6 7	
平成 2 5 年保安措置命令等	平成 2 5 年保安措置命令及び平成 2 5 年保安規定変更命令の総称	〃	6 7	
平成 2 5 年 1 1 月の完了報告	機構が，原子力規制委員会に対し，平成 2 5 年 1 1 月 1 9 日に行った，	〃	6 8	

	保守管理体制及び品質保証体制の再構築が完了した旨の報告			
「撤回」又は「職権取消し」	講学上の撤回	”	7 1	
原告準備書面 (1)	平成 2 8 年 5 月 3 0 日付け原告ら準備書面 (1)	”	7 2	
被告第 2 準備書面	平成 2 8 年 8 月 3 1 日付け被告第 2 準備書面	第 3 準備書面	4	